

宮城県公報

令和8年4月1日（水）
号外第27号

目次

告示

- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令により知事が定める数についての告示（国保医療課）
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務の委託（水産業振興課）

宮城県告示第309号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係 数 又 は 指 数	知 事 が 定 め る 数
医療費指数反映係数	0
一般納付金所得係数	0.8782896478262
一般納付金基礎額調整係数	0.999999995431
一般納付金被保険者均等割指数	0.7
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8716452911735
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999985955
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
介護納付金納付金所得係数	0.8401404768878
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.99999995497
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	0.8782896478262
子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	0.99999984621
子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

宮城県告示第 310号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 27
東日本信用漁業協同組合連合会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収納及び支出の内容
沿岸漁業改善資金に係る償還金及び違約金の収納並びに貸付金の支出
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 6 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 18 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで